

福島の復興・再生に向けた 農林水産省の取組

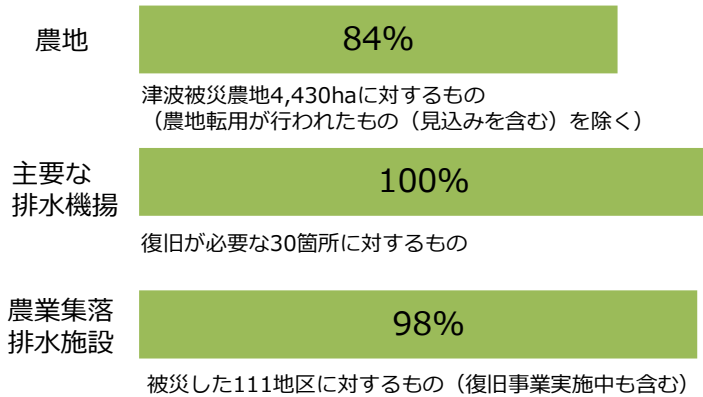
令和 8 年 3 月 2 9 日

農林水産省

震災からの復興の現状（農業）

- 地震・津波による被害については、営農の基盤となるインフラはほぼ復旧。
- 原子力被災12市町村における令和7年度末の営農再開目標約1万haに対し、令和6年度末現在は9,145haまで着実に進捗。
- 第3期復興・創生期間において営農可能面積の75%に当たる約11,000haの営農再開目標の実現に向けた取組を引き続き支援。
- 市町村ごとの営農再開は、避難指示解除の時期や帰還状況（居住率）により、営農再開割合に差が出ており、特に帰還困難区域がある町村の営農再開が遅れ。市町村ごとに復興のステージが異なることを踏まえ、現場のニーズに沿った支援が必要。

農業関係のインフラの復旧状況(福島県)

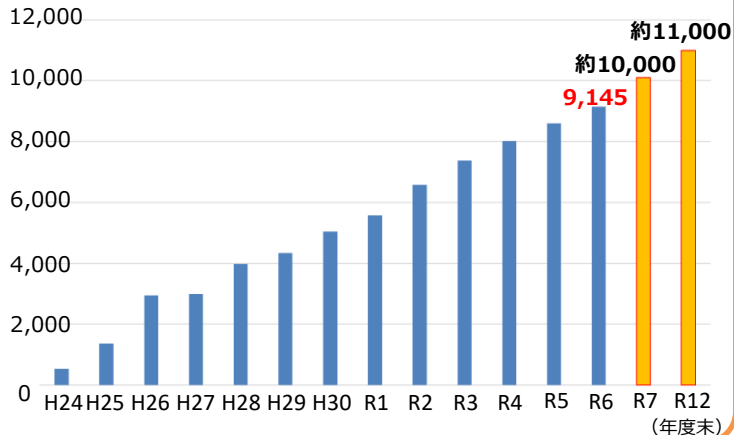


原子力被災12市町村毎の営農再開状況（令和6年度末時点）

市町村名	避難指示解除時期	居住率 (居住者数) (令和7年3月)	営農再開の状況			
			営農休止面積 (ha)	再開面積 (令和7年3月) (ha)	再開割合 (%)	【参考】 休止面積のうち 帰還困難区域内の 農地面積 (ha)
広野町	—	90% (4,076人)	269	240	89.2	0
田村市 (都路地区)	H26.4.1	87% (189人)	893	625	69.9	0
川内村	H26.10.1	84% (1,853人)	605	356	58.9	0
楢葉町	H27.9.5	70% (4,480人)	585	448	76.6	0
葛尾村	H28.6.12	38% (460人)	398	184	46.3	23
南相馬市全域	—	95% (52,799人)	7,289	5,213	71.5	2
うち小高区	H28.7.12	65% (4,315人)	2,581	1,155	44.7	0
川俣町 (山木屋地区)	H29.3.31	53% (322人)	375	273	72.8	0
飯館村	H29.3.31	34% (1,506人)	2,330	771	33.1	147
浪江町	H29.3.31	16% (2,274人)	2,034	670	32.9	703
富岡町	H29.4.1	23% (2,616人)	861	297	34.5	288
大熊町	H31.4.10	9% (900人)	936	63	6.7	817
双葉町	R2.3.4	4% (184人)	723	4	0.6	688
合計			17,298	9,145	52.9	2,668

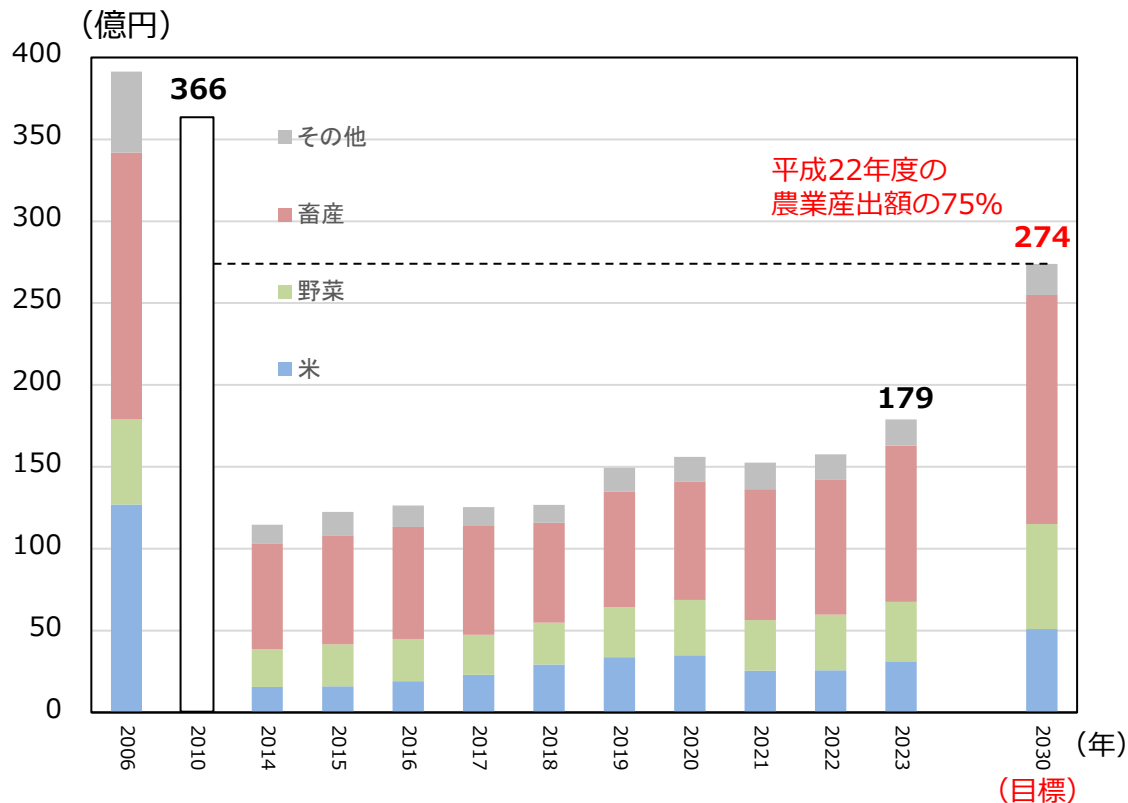
・営農休止面積は2010年世界農林業センサスより整理。
 うち帰還困難区域内の農地面積は、R6年7月福島県による市町村からの聞き取り。
 ・再開面積は福島県調べ。小数点以下を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 ・再開割合は営農再開面積(R7.3)÷営農休止面積。帰還困難区域内の面積には、特定復興再生拠点区域内の農地を含む。

営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



- 原子力被災12市町村の農業産出額は震災前に比べて約5割まで回復（H22年：366億円、R5年：179億円）しているが、2030年目標である274億円の約65%にとどまっているのが現状。
- しかしながら、野菜の産出額は、営農再開割合以上に増え、震災前と比べて全体に対する割合が増加、地域の生産構造に変化。
- 担い手の育成・確保や農地の集積・集約、広域的な産地形成などの取組が必要。

原子力被災12市町村の農業産出額



被災12市町村の野菜産出額、割合

	H18年	R5年
野菜の産出額 (億円)	52	36
全体の産出額に対する野菜の産出額が占める割合(%)	13	20
(参考) 営農再開割合から試算した生産額 (億円)		27

・野菜の農業産出額は市町村別農業産出額より整理。

(出典) 市町村別農業産出額 (農林水産省) を基に作成。
2030年の目標は「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」(福島県・JAグループ福島) を基に作成。
(備考) 2010年の値は福島県による推計値。実績は物価高騰分等を加味して評価。

営農再開に向けた取組

○ 環境省による除染の完了後、福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業、福島再生加速化交付金、市町村への農地相談員の設置等により、①農作物の安全性確保、②再開に必要なほ場の準備、機械等の導入、施設の整備、③再開に向けた担い手への農地集積、など再開に必要な一連の取組を切れ目なく支援。



営農再開の加速化に向けた取組状況①

農地の大区画化・利用集積の加速化

- 生産性の高い大規模営農の展開に向け、福島再生加速化交付金等によるほ場の大区画化を進めるとともに、地域計画の策定や福島復興特別措置法により担い手への利用集積を加速化。

【南相馬市原町東地区】

大区画化等に取り組むほ場整備対象面積	うち整備済み農地 (R6年度末)
4,245ha	2,754ha

出典：「ふくしまの農業・農振の復興のあゆみ」(R7.7)

- ・地域計画の策定状況：11市町村で99地区
- ・特措法による利用集積：約3,400ha (R7.12末)

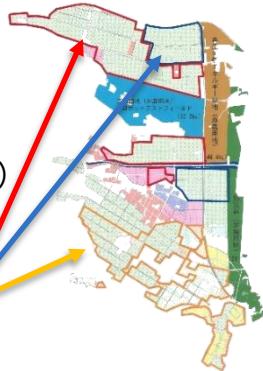
大区画化



10～30a → 1.2ha

特別措置法による集積

M法人 約120ha
T法人 約50ha
F法人 約100ha



大規模営農の展開

- 農地の大区画化、利用集積の加速化により、生産性の高い大規模な経営体が出現。当該法人により、現地の若い就農者の雇用や、農業研修の受け入れ、新規就農者の育成の取組を実施。
- 地域の主力産業であった畜産業の再生に向け、福島県高付加価値産地展開支援事業及び福島県再生加速化交付金を活用して大規模牧場を2か所整備。令和8年4月から稼働予定。町内農家との耕畜連携による堆肥や飼料作物の相互供給を実施予定。浪江町では、本取組に加え、新規就農者の育成、大学や企業等との連携の取組も実施予定。

<(有)高ライスセンター>
(南相馬市)

<シャインコーストファーム>
(浪江町復興牧場)

<田村市復興牧場>

経営規模 (県内トップクラス)
計245ha (水稲120ha、
小麦64ha、大豆61ha)

飼養頭数
R10までに計2,000頭を目指す

大規模な乳肉複合型牧場



水稲乾田直播種作業



加工・流通事業者のニーズに対応した生産の拡大

- 稲作中心だった被災地域において、加工・流通事業者の進出を契機に、地域の農業者の意識が変化し、園芸作物生産に取り組む部会が設立され、ブロッコリー、ネギ、タマネギ、かんしょなどの広域的な産地形成に向けた取組が推進。
- 野菜生産出荷安定法に基づきタマネギが相双地域(浪江町等6市町)で初めて指定産地に認定。

<南相馬市ブロッコリー生産部会(南相馬市)>

作付面積 84ha、出荷量 約261t 農家数 43名

地元JAの相馬地区管内の部会として農業者43名で構成、作付面積を拡大。部会以外の法人の生産も含め、南相馬市は県内1位の産出額、全国でも上位にランキングする産地として復活。



ブロッコリー作付

<檜葉町甘藷生産部会(檜葉町)>

作付面積 27ha、農家数46名

県外からの法人参入を契機に、地元JAの部会として発足。町も、福島再生加速化交付金を活用し、甘藷貯蔵施設や特産品開発センター等を整備して地域の甘藷生産をバックアップ。参入法人は整備した甘藷育苗施設を活用し、町内外の栽培農家に苗を供給するなど、当該地域にて甘藷栽培が拡大。



甘藷作付



甘藷育苗施設

営農再開の加速化に向けた取組状況②

将来の担い手候補となる新規就農者の確保・育成

- 地域の福島県農業経営・就農支援センターの取組に加え、福島県営農再開支援事業による相双就農ポータルサイトの運営などの新規就農者の確保に向けた様々な取組を実施。
- 自治体による新規就農者施設の整備・運営、JAのトレーニングファームにおける就農者の営農技術習得など育成に向けた取組も開始。



福島再生加速化交付金により整備された新規就農者育成施設（南相馬市みらい農業学校）



南相馬市みらい農業学校を卒業し、小高園芸団地にて就農した農業者の作業風景
きゅうりの収穫作業等に従事

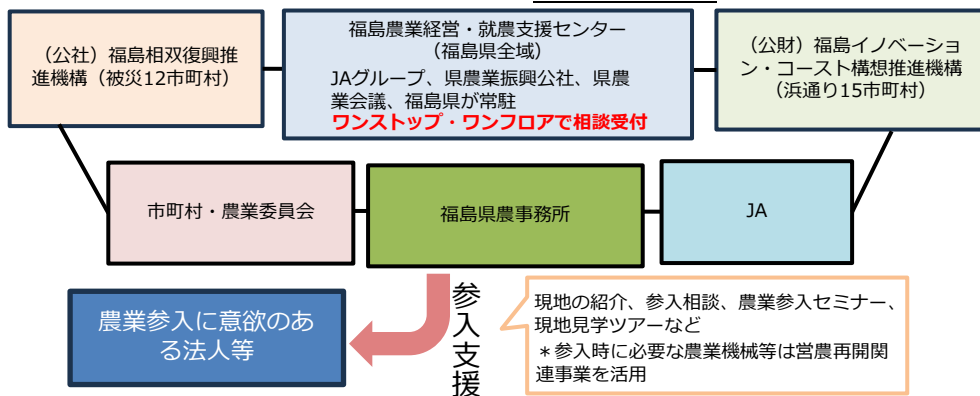


被災12市町村の新規就農者数

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
28名	42名	46名	66名	61名	78名	321名

担い手不足解消に向けた地域外参入・マッチング

- 地域外からの法人参入を各種事業を活用し、県・市町村・JA・福島相双復興推進機構等関係機関が強力に推進。
- 県内外から浜通りの気象条件を活かした野菜のリレー出荷や、まとまった農地での大規模生産を目指して32法人が参入。



先端技術を活用した取組

福島国際研究教育機構（F-REI）の取組

- 福島国際研究教育機構において、超省力生産システムの確立等の超省力・高付加価値で持続可能な先進農業を実現するための技術開発・実証研究や、福島県浜通り地域での先端技術の現地実証及び成果の社会実装を実施。

<農林水産業分野の研究例>



複数ほ場を自律的に移動・作業する完全無人自動走行システムを構築



経験頼みだった有機物の効用を解明し、気候変動に強い作物生産を実現

スマート農業の推進

- 労働力不足に対応し、非熟練労働力を活用しつつ農産物の安定生産と規模拡大を実現する技術体系を実証。
- 非熟練者であっても早期に栽培技術習熟を可能にしたスマート一貫体系による営農を実現。

<スマート農業実証プロジェクトにおける福島県内の実証先の例>

(株) 紅梅夢ファーム（南相馬市：水稻）



図 実証で使用されたスマート農業技術
左：ロボットトラクタ
右：農業用ドローン（農薬散布）

(株) 吉野家ファーム福島（白河市：露地野菜）

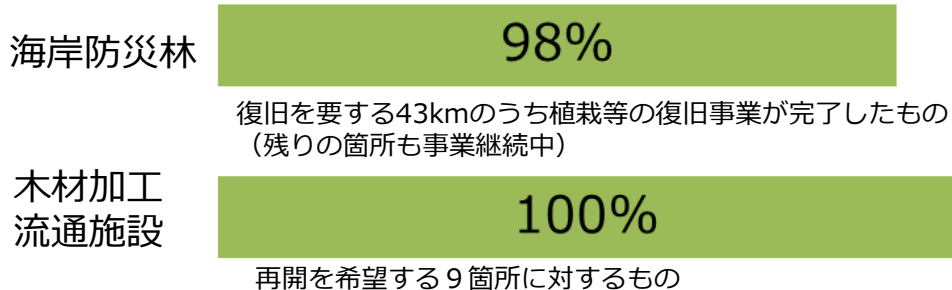


ICTキャベツ収穫機

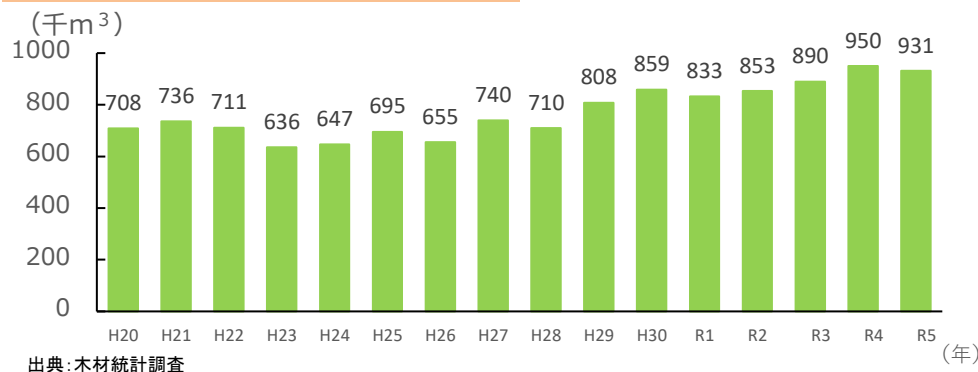
震災からの復興の現状（森林・林業分野）

- 地震・津波による被害に対しては、要復旧の海岸防災林における植栽等の復旧事業は概ね完了。
素材生産量についても震災前の水準以上に回復。
- 原子力災害に対しては、森林の空間線量率は低下しているが、落葉層・土壌中には多くの放射性物質が滞留。
- 施設内で栽培する菌床しいたけの生産量は震災前の水準に回復。
他方、自然に近い環境で栽培する原木しいたけは17市町村に出荷制限が指示されており、生産量は平成22年の10%程度。

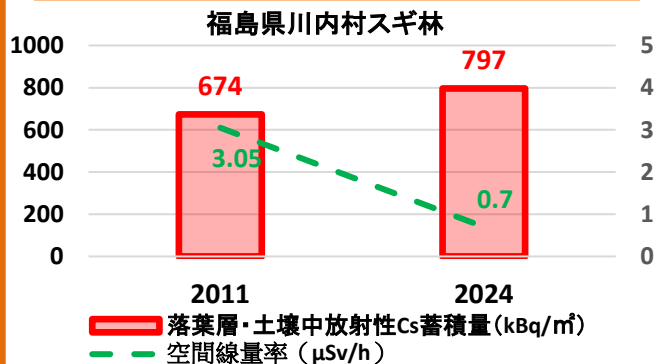
福島県の震災後の復旧状況



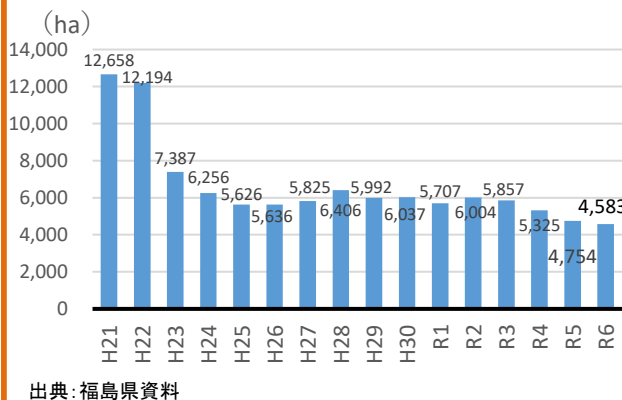
福島県の素材生産量の推移



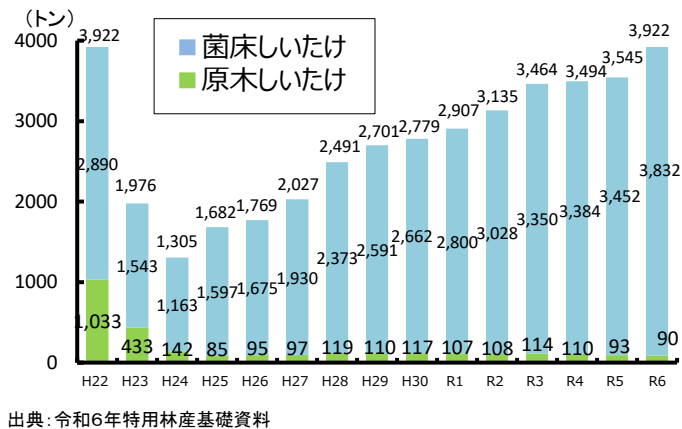
地中の放射性セシウムの蓄積量と空間線量率の推移



福島県の森林整備面積の推移



福島県におけるしいたけ生産量の推移



- 福島県の森林・林業の再生に向け、帰還困難区域等の森林整備や里山・広葉樹林再生に取り組むとともに、福島県産材の活用等を推進していく必要。

森林の放射性物質対策

- 放射性物質を含む土壌の流出防止を目的とし、間伐等の森林整備と土壌流出防止柵の設置などの一体的な取組を実施。
- これまでに、約17,000haの森林整備を実施。



ふくしま森林再生事業

- 作業者の安全・安心のため、被ばく線量管理が必要な場合の留意事項をまとめた「福島県の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」を本年1月に策定。今後、本格的な復旧に順次着手。

<ポイント>

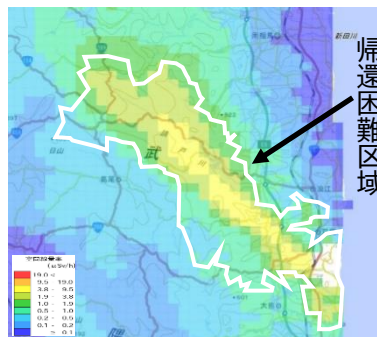
- 空間線量率等が一定の基準値以下の箇所※1であれば、被ばく線量管理を行わなくても森林整備ができること

⇒ 帰還困難区域であっても、森林整備が可能な箇所は広く存在

- 空間線量率等が一定の基準値を超える箇所※2であっても、作業種や作業期間等の組合せの工夫により、安全に作業ができること

⇒ 森林作業に特化して、着手前、作業中、完了後の具体的な被ばく線量管理手順を記載

作業者の年間被ばく線量を試算するツールも掲載



航空機モニタリング (2024.12) による空間線量率の状況

※1：平均空間線量率が2.5μSv/h以下及び土壌等の放射性セシウム濃度が1万Bq/kg以下

※2：平均空間線量率が2.5μSv/h超又は土壌等の放射性セシウム濃度が1万Bq/kg超

里山・広葉樹林再生

- しいたけ等原木林の計画的な再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を県、団体、国が連携して推進。これまでに、約790haのコナラ林等の伐採・更新を実施。
- 伐採されたコナラ材の活用拡大に向け、民間事業者と連携してトラック荷台の床板への活用も推進。



原木林の成林



伐採後のぼう芽更新

特用林産物の出荷制限の解除

- 生産資材の導入支援とともに 非破壊検査機などを活用した 円滑な出荷制限の解除を促進。
- これまでに、野生きのこ（まつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ、まいたけ）について、非破壊検査により出荷制限を解除。



非破壊式放射能測定装置



非破壊検査により安全性が確認されたまつたけ

福島県産材の活用

- 大規模集成材工場や木質バイオマス発電施設が稼働するとともに、複数の製材工場も新たに稼働予定。
- 福島県産材の活用に向け、検査体制の整備等による木材の円滑な流通を確保するとともに、中高層公共建築物への活用に向けた関係省庁間での情報共有等を実施。



大規模集成材工場 (FLAM)

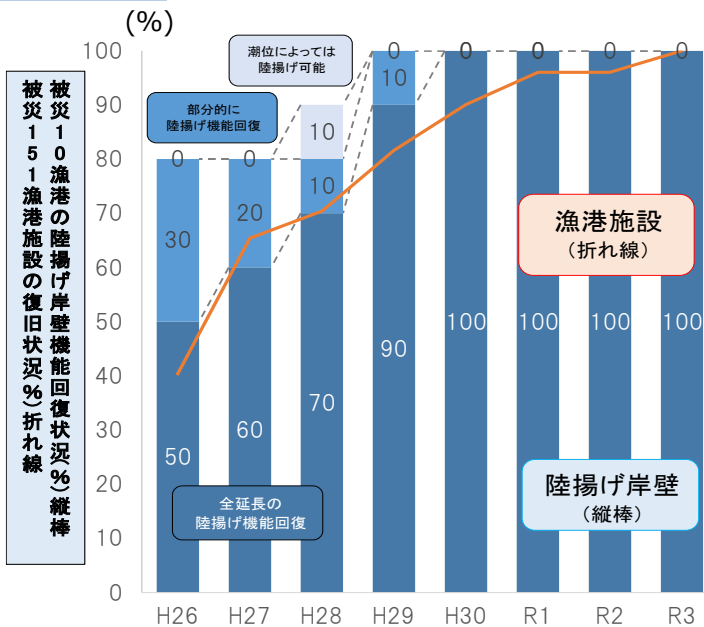


木材の検査装置

震災からの復興の現状（水産業）

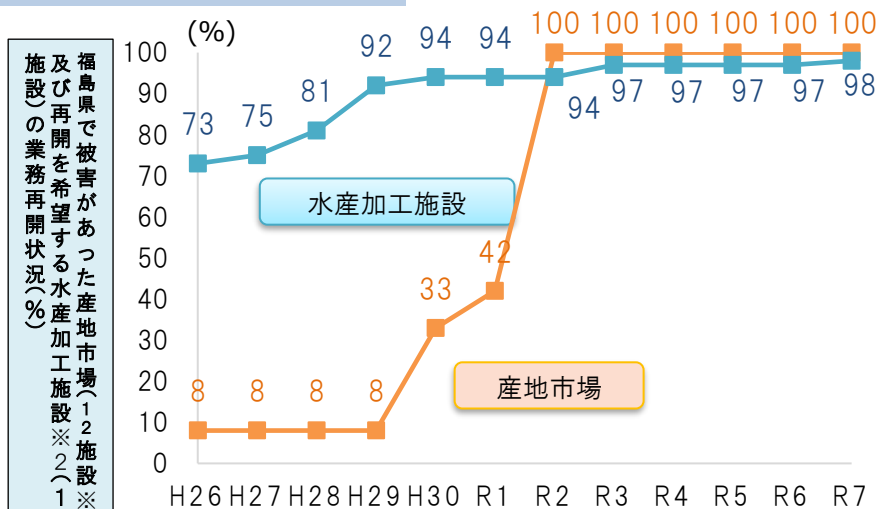
- 福島県内の被災漁港はすべて復旧し、産地市場も全てが再開。
- 水産加工施設も再開を希望されるうちの9割以上が業務を再開。

○漁港の復旧状況



※1 各年の数値は3月末時点。

○加工流通施設の復旧状況



福島県で被害があった産地市場(12施設※1)及び再開を希望する水産加工施設※2(137施設)の業務再開状況(%)

※1 12施設のうち、4施設が集約され、8施設全てが再開。

※2 水産加工施設については、H26からH29年は12月末、H30年は9月末、R1からR7は12月末時点。

○漁港の復旧の事例（福島県相馬市）



○水産流通加工施設の改修事例（福島県いわき市）



漁業再生に向けた取組①

- 福島県では令和3年3月まで試験操業を実施。令和7年の水揚量・水揚金額(速報値)は、震災前と比べ、量で28%、金額で48%に留まっており、今後も水揚げの増加が課題となっている。
- がんばる漁業復興支援事業により、令和5年1月からは沿岸漁業、同年9月からは沖合底びき網漁業及び小型底びき網漁業が水揚量を震災前の5割以上に回復させる取組を実施中。

<震災発生からの経緯>

- ・震災直後：全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。
- ・平成24年6月～：試験操業・販売を実施。
- ・令和3年3月：試験操業を終了。
- ・令和3年4月～：本格操業への移行期間。水揚拡大を図っている。

<今後の対応方向>

- ・目標を定め、計画的に漁獲を拡大
- ・価格を支えるための流通・消費の拡大
- ・福島県産水産物の魅力を含む様々な情報発信
- ・引き続き、がれき撤去の支援を継続

がんばる漁業復興支援事業

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、漁業の本格的な復興・再生に向けて生産量の回復を目指す漁協・漁連に対し、必要な経費を支援する。

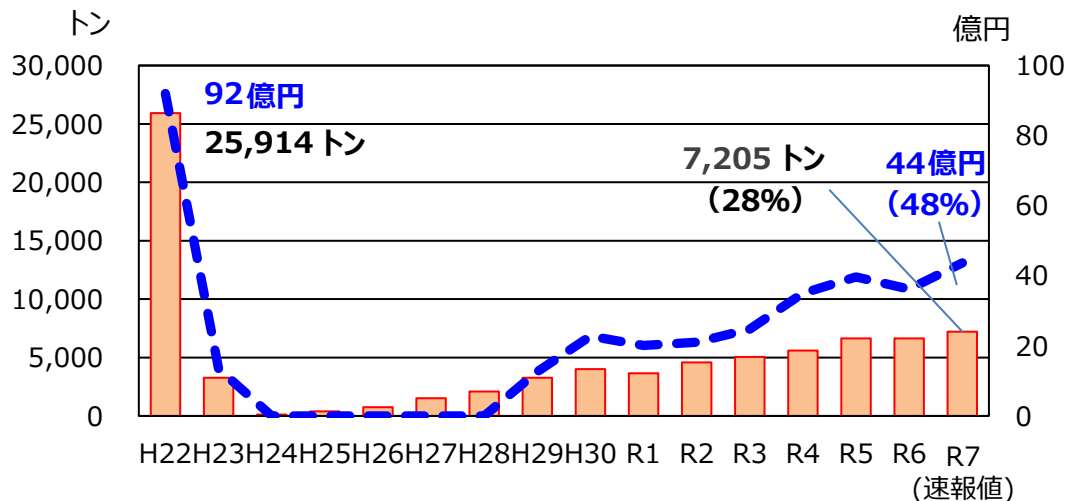
【実施状況】

沿岸漁業（沖底含む）で3件（142隻）実施中

復興計画略称 (事業実施者)	開始年月	隻数	漁法
相馬小型 (相馬双葉漁協)	令和5年1月	96隻	沿岸漁業 [貝けた網漁業、機船船びき網漁業、 沿岸流し網漁業、固定式さし網漁業、 沿岸はえ縄漁業、一本釣り漁業、 かご・どう・つぼ漁業、 採貝・採藻漁業]
相馬底びき (福島県漁連)	令和5年9月	23隻	沖合底びき網漁業
いわき底びき (福島県漁連)	令和5年9月	23隻	沖合底びき網漁業 小型底びき網漁業

※上記以外にサンマ棒受け網漁業、大中型まき網漁業による取組も2件実施中。

福島県（属地）における沿岸漁業（沖底含む）及び海面養殖業の水揚量・水揚金額



○水産業については、放射性物質の水産物への影響調査を実施するとともに、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等を講じていく必要。

生産対策

○地域で策定した復興計画に基づき、生産量の震災前の5割以上への回復等を目指し、安定的な生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費を支援。



船びき網の操業（シラス）



再開後のノリ養殖漁場の状況

○漁家子弟を含め、漁業現場での長期研修や漁船・漁具のリース方式による導入を支援。



支援イメージ（漁船導入）

○被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域からの種苗の導入等による放流種苗の確保等を支援。



放流種苗の確保



採卵

加工・流通・消費対策

○福島県産水産物の美味しさと魅力について、多くの消費者に知ってもらえるよう、東京都や埼玉県などの大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心と美味しさをPR。令和7年度は17店舗で実施。

○その結果、当該店舗で福島県水産物を積極的に購入したい者の割合が取組開始当初の平成30年と比較して2倍以上の50%程度となった。

○福島鮮魚便以外でも、首都圏等の量販店各社へ福島県産水産物の優先販売コーナーの設置を誘引、その結果5社8店舗において定期的な販売を実施するに至り、新たな販路の確保に寄与した。



首都圏の量販店での販売の様子

○福島県産水産物の高付加価値化のため、第三者認証（エコラベル）取得を支援し、一部の水産物の単価向上に寄与。



M E L 取得の福島県産アオノリ加工品

○福島県産水産物の流通拡大のため、産地仲買業者が遠隔地の消費地市場等に向けて共同出荷を行い、首都圏・東海・関西地域への流通を確保する実証試験を支援した。



福島県産水産物の共同出荷の様子

食品中の放射性物質に関する情報の発信

- 関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省）等と連携して、食品中の放射性物質の現状や生産者の取組について、ウェブサイトや意見交換会等により、正確な情報発信や双方向のリスクコミュニケーションを実施。
- 農林水産省HPに英語のウェブサイトを作成。食品中の放射性物質の現状や生産者の取組について、情報発信。

食品中の放射性物質について知りたい方へ（消費者向け情報）

掲載日：平成27年11月30日
更新日：令和7年7月18日

平成23年に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故の影響により、放射性物質が食品の安全・食料の確保の一つに立ちはたしています。
食品の安全性確保に向けて取組や被災地を支援する取組についてまとめました。



食品に含まれる放射性物質の検査結果などを随時更新



子育て世代を対象とした親子イベント
(東京(9月)・大阪(11月))



水産物の検査結果等の発信

- 農林水産省（水産庁）HPに英語のウェブサイトを作成。
- 一般消費者向け、海外向け（英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語）のパンフレットを作成して説明会等で活用。
- 令和4年度から、放射性セシウムに加え、トリチウムを対象とする水産物のモニタリングを開始。精密分析（765検体）、迅速分析（540検体）を実施（令和8年1月21日時点）。結果は全て検出限界値未満。農林水産省（水産庁）HPで英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語でも情報発信。流通大手の販売員への研修も実施。

第三者認証GAP等の取得支援

- 第三者認証GAP等取得に係る研修受講や審査費用等を支援。
＜福島県内GAP取得状況＞（令和7年12月末時点・福島県調べ）
認証件数：403件（GLOBALG.A.P. 13件、ASIAGAP 8件、JGAP 156件、FGAP 226件） 認証経営体数：780経営体
- 普及指導員や農業高校教員等の指導員資格取得を支援。令和7年度は236名がJGAP指導員資格研修を受講。
- 消費者・実需者等の理解促進のため、GAPに関する産地情報の発信等を支援したほか、企業と連携しGAPフェア等を実施。



GAP認証の消費者への理解促進



都内レストランでのGAPメニュー提供

環境にやさしい農産物の生産支援

- 有機JAS認証の取得に係る研修受講や審査費用等を支援。
福島県内有機JAS取得状況＞（令和7年3月末時点）
認証件数：69件 認証経営体数：118経営体
- 生産に必要な機械等の導入や、技術の開発・普及を支援。
- 有機栽培米等の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等を開催し販路拡大を支援。



乗用除草機による水田除草



オーガニックふくしまマルシェ

販売促進等の取組支援

- 福島県産品の販売棚の確保等に向けた取組の支援などを通じて、新たに福島県産品を取り扱う事業者が増加。
- フェア・ECサイト等の販売促進関連事業の売上額は令和6年度においては約50億円となった。

- 全国の量販店等における販売促進
- 福島県知事によるトップセールス
- 事業者向け商談会や産地視察ツアー
- オンラインストアへの出店促進

- 福島県産品の海外販路の回復・拡大に向けた取組の支援などを通じて、取引が拡大。令和6年度福島県産農産物の輸出量は、約898トンとなった。

- 現地での県産品プロモーション
- 海外インフルエンサーのSNSによる情報発信

<台湾及び香港でのPR>

現地におけるPRイベントの開催等を支援。桃や日本酒をはじめとした福島県産農林水産物及び加工品をバイヤー等に直接訴求。



量販店での販売促進



タイ現地での魅力発信の様子



香港現地での魅力発信の様子

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。



食べて応援しよう！ポスター

- 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。



社内売店における福島県産米の販売

- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



被災地産食品を使用したメニューの提供

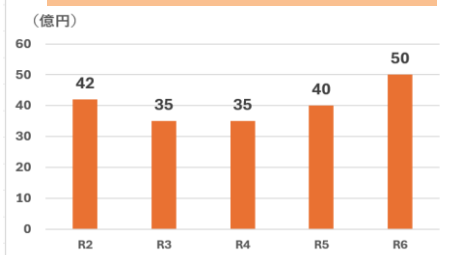
これまでの取組：2,025件
うち被災地産食品販売フェア等：1,316件
社内食堂等での食材利用：605件
(平成23年4月～令和7年9月までの間)

福島県産農産物等の流通実態の調査・分析の実施

- 福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするための調査を実施。

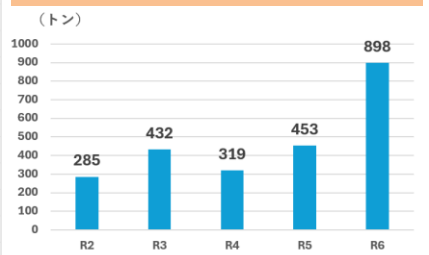
- 出荷量、取引価格、流通段階ごとの価格形成等の調査
- 福島県産品の取扱意向等に関する調査
- 福島県産品の取扱拡大に向けた方策の調査

販売促進関連事業の売上額



出展：福島県資料

福島県農産物の輸出量の推移



出展：福島県資料

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き。規制を措置した55の国・地域のうち、50の国・地域で輸入規制を撤廃、5の国・地域で輸入規制を継続（2025年11月に台湾が規制を撤廃）。

規制措置の内容／国・地域数※		国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域 50	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、U A E、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾
	輸入規制を継続して措置 5	
55	一部の都道府県を対象に検査証明書を要求 1	ロシア
	一部の都道府県を対象に <input checked="" type="checkbox"/> 輸入停止 4	中国※2、香港、マカオ、韓国

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
 ※2 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置されている。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後輸入停止を措置 3	<input checked="" type="checkbox"/> 全都道府県の水産物を <input checked="" type="checkbox"/> 輸入停止	ロシア
	<input checked="" type="checkbox"/> 10都県の水産物等を <input checked="" type="checkbox"/> 輸入停止	香港
	<input checked="" type="checkbox"/> 10都県の生鮮食品等を <input checked="" type="checkbox"/> 輸入停止	マカオ